

大阪市総合トップ 報道発表資料一覧 政策企画室報道発表資料(2012年4月)  
【報道発表資料】「オープン市役所(究極の情報公開)」のホームページを開設します

報道発表資料 「オープン市役所(究極の情報公開)」のホームページを開  
設します

[2012年4月24日]

問合せ先:政策企画室 公開制度等担当(06-6208-9820)

平成24年4月24日 14時発表

大阪市では、「オープン市役所(究極の情報公開)」のホームページを、平成24年4月25日午前10時から開設します。

大阪市では、究極の情報公開として、市政運営の透明性を確保し、市民の市政参加を促進することにより、市民本位の開かれた市政を実現するため、施策の発端から決定・実行までの施策プロセスを「見える化」という趣旨のもと、平成24年1月24日から「オープン市役所(究極の情報公開)」の取組みを実施しています。

今般、「オープン市役所(究極の情報公開)」のホームページの開設にあたっては、「施策プロセスの見える化(施策カルテ)」について、政策企画室で実施している施策のうち、5施策についてモデル試行を実施します。また、「庁内会議(会議要旨・会議資料)のオープン化」についても、庁内会議の概要、会議要旨、会議資料を公表します。

## 1 オープン市役所(究極の情報公開)の構成について

(1) 「オープン市役所(究極の情報公開)」は、次の4つの柱で構成しています。(全体イメージについては、参考資料1を参照)

- 1 施策プロセスの見える化
- 2 市民の声の見える化
- 3 予算編成過程の公表
- 4 公金支出情報の公表

(2) 今後のスケジュール(予定)について

### 今後のスケジュール(予定)

平成24年4月25日	オープン市役所(究極の情報公開)ホームページ開設 施策プロセスの見える化のモデル試行開始
10月	市民の声の見える化 本格運用開始(全件公表)

平成25年度予算編成～	全事業の予算算定調書を公表
～平成25年4月	全所属で施策プロセスの見える化開始
平成26年度中	公金支出情報の公表 平成24年度 システムの調査・検討 平成25～26年度前半 システム設計・開発・テスト 平成26年度後半 本格運用開始

## 2 施策プロセスの見える化について

(1) 「施策プロセスの見える化」は、次の3つの項目で構成しています。

- ア 施策プロセスの見える化(施策カルテ)
- イ 庁内会議(会議要旨・会議資料)のオープン化
- ウ 策定中の施策をチェック!(これまでの取組み)

(2) 施策プロセスの見える化(施策カルテ)について

ア 「施策カルテ」とは

それぞれの施策について、その概要(説明)、発端(きっかけ)、市民の方から寄せられたご意見、今後の予定、進み具合を1ページにまとめたもので、これをご覧いただくことによって、施策の発端から決定・実行までの施策プロセスを「見える化」しています。(参考資料2を参照)

また、名称については、大阪市の各施策を市民の方に診断していただくという意味を込めて、「施策カルテ」としました。

イ モデル試行実施について

政策企画室所管の次の5施策について、平成24年4月25日からモデル試行を実施します。

また、今後、モデル試行の範囲を大阪市全体に拡大し、遅くとも平成25年4月までに本格運用への移行を予定しています。

施策及び担当一覧

施策	担当	電話番号
大阪の外交方針	秘書部国際交流推進担当	06-6208-7241
平成24年度 市政運営の基本方針	企画部政策企画担当	06-6208-9710
広報一元化	市民情報部広報担当	06-6208-9810

オープン市役所(究極の情報公開)	市民情報部公開制度等担当	06-6208-9820
要望等記録制度の改正	市民情報部広聴担当	06-6208-7330

ウ 今後のスケジュール(予定)について

平成24年4月25日	政策企画室においてモデル試行実施
6月中	各所属にモデル試行施策を照会(各所属1施策以上)
7月	各所属でのモデル試行実施
平成25年4月までに	本格運用の開始

(3) 庁内会議(会議要旨・会議資料)のオープン化について

施策プロセスの見える化の一環として、庁内会議は原則公開することとし、平成24年1月30日以降に開催する庁内会議について、事前に報道機関にお知らせすることにより、オープン化してきました。

今般、「庁内会議(会議要旨・会議資料)のオープン化」についてもページを設け、平成24年4月1日以降に開催される会議に関して「庁内会議の概要」(参考資料3を参照)を、会議開催後に掲載(公表)することとしています。

なお、掲載(公表)期間については、会議開催日より1年間としています。

※庁内会議とは、次の3つのいずれかに該当するものをいいます。

- ・規程、要綱等により設置され、市長、副市長及び局室区長のいずれかが含まれる会議
- ・市としての意思決定に関する会議や、複数の局室区にまたがって連絡調整を行うことを目的とする会議
- ・市民や報道機関の関心が高く、公開の要請が特に高いと思われる会議

参考資料



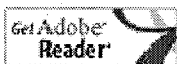
1 「オープン市役所(究極の情報公開)」全体イメージ図 (pdf, 192.99KB)



2 「施策カルテ」イメージ (pdf, 84.30KB)



3 「庁内会議の概要」イメージ (pdf, 54.70KB)



PDFファイルの閲覧には Adobe Reader が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、Adobe 社のサイトから Adobe Reader をダウンロード(無償)してください。